

本年度のガイド養成変更点

AGS-J資格審査委員会

委員長 勝野惇司

本年度ガイド養成について、いくつかの変更改定を行っています。その内容と趣旨をご説明しておきます。これらは、定款細則の変更も伴ったものとなっています。

その1. として、スキーマー、ボーダー、しかも指導員資格を持った方の問い合わせが多かったことから、全日本スキー連盟の指導員、準指導員資格を持った方、日本プロスキー協会の教師資格を持った方のガイド養成学校への入校を容易にし、山岳ガイドとしてのトレーニングをして頂こうという趣旨の下に従来は、障壁となっていた登山経験を緩和してあります。

しかしながら、ガイドとして認定するには従来のレベルを維持しなくてはなりませんので、クライミング能力や、ロープワーク、氷雪技術、レスキュー技術を問わないということではありません。ガイドとしての能力は従前のもので且つ、スキー技術に秀でたガイドの誕生を目標にしています。山岳ガイドは危険予知もその能力の一部ですが、ガイド養成学校と個々の努力によって、日本アルパインガイド協会のガイドと言える方が誕生することを皆様にも期待して頂きたいと思う次第です。

その2. としては、当協会にすでに会員として在籍し、レスキューマスター、レスキューリーダー、クライミングマスター資格を保持して山行を重ねている方がいます。これらの方で2年を経過した者には、登山経験を緩和し、尚且つ、会員資格で研修審査が受けられるよう配慮してあります。この場合も前記のスキー教師資格者同様に、ガイドの質、レベルを下げた段階でガイド資格を認定することは考えていません。よって、養成学校では、他の会員同様の能力とレベルを問われることとなります。

その3. としては、ガイド養成学校入校時の机上試験、及び他団体での資格保持者に対する机上試験免除規定はすべて無くしてあります。

唯一ありますのは、他団体でのガイド経験者を、その経験に鑑みて研修項目を免除しているという点です。しかしながら、最近の傾向として、ツアーの添乗員であったり、なにになに指導員と称される方を、ガイド経験として申告される方がいますが、その経験が多いからと言って、協会のガイド技術と同一にみることは無理がありますので、ガイド経験とは見なしません。あくまでガイド技術を伴ったガイド経験であることが条件となりますので、この点について誤解無きようお願いいたします、と共に、不安のある方は、事務局までお問い合わせの上、ガイド養成学校にお申し込み下さい。

以上

